



新たな法人制度の 定款作成にあたって

函館市医師会 理事
白戸耳鼻咽喉科 院長
白 戸 勝

法人制度改革により、経過措置により特例民法法人となっている各郡市医師会は、平成25年11月末までには一般社団法人か公益社団法人かの選択をせまられています。函館市医師会は、平成23年4月1日に公益社団法人の移行認定を受けることができました。

特例民法法人が移行認可または移行認定を受けるためには、一般社団法人に移行する際には、その定款の内容（定款の変更の案）が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という）に適合し、さらに公益社団法人に移行する際には「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「認定法」という）にも適合することが必要です。函館市医師会が定款作成にあたって、どのような点が議論になったのか、法令に則した作成上の留意点も含めて述べたいと思います。

郡市医師会の組織形態や構成人員はさまざまとありますが、本稿では理事会を設置している法人の、機関構成や役員等の業務を主眼に記載しておりますのでご了承ください。

函館市医師会の役員は会長1名、副会長3名、その他の理事21名、監事2名という構成になっています。多くの医師会では理事会を設置していると思いますが、その場合、代表理事の定数を何名にするかが問題となります。当医師会でも代表理事を1名とするか、副会長も含めた4名とするか議論となりましたが、従来通り序列をつけた方が良いという結論になり、会長を代表理事に、副会長3名を業務執行理事にするということになりました。他の21名のいわゆる平理事は、理事会を構成し、医師会の執行の決定に参画するだけであり、代表権は代表理事（会長）に、執行権は代表理事と業務執行理事（副会長）のみに与えられることとなります。なお、法人法では業務執行理事はその設置、人数とも任意となっています。

代表理事が1名の場合は、次のような点に留意する必要があります。

1) 代表理事が1名のみの方の場合において、代表理事が任期の満了または退任したとしても、当該代表理事は後任の代表理事が選定されるまでの間、なお代表理事としての権利を有するだけでなく、そ

の義務も負うこととなります。

2) 業務執行理事や他の理事では、代表理事の有する代表権を代行できないので、代表理事が死亡等により欠けた場合には、直ちに理事会を開催し、新たな代表理事を選定する必要があります。なお、内紛等何らかの事情があってそのような理事会を開催することができない場合には、理事等の利害関係人は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することを裁判所に申し立てることができません。

3) 実務的には、理事会の議事録署名人を代表理事と監事としている場合において、代表理事が欠席すると議事録署名人が不在となる問題があります。


代表理事を複数名とする場合には、もちろん、定款に定数を記載することが必要ですが、その場合には各自で代表権を行使することができるため、代表理事のうち1名が死亡したとしても、他の代表理事の権限に影響を及ぼすことはありません。なお、複数の代表理事に権限の分担を定めても、その分担は法人内部の取り決めに過ぎず、外部に対しては原則としてその権限分担の効力を主張することはできません。つまり、会長、副会長を共に代表理事とした場合、内部的には序列があるように見えますが、対外的には同一の権限を持つこととなります。

代表権を行使する場面はそれほど多くはないと思います。おそらく対外的な交渉や契約を要する場面ではないかと思えます。法令により代表理事は理事会において選定することになっています。当会では月2回理事会を開催しておりますので、万が一、代表理事に事故があった時でも速やかに次の代表理事を選定することが可能です。上記のようなことから、当医師会は1人代表制をとっています。ちなみに、公益社団法人調布市医師会は複数代表制です。

なお、「代表理事に事故がある場合は、代表理事が予め定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の選定権限を奪い、将来の代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効です。

会長、副会長をはじめとする役員等の選任は、多くの医師会では、その役職名を含めて総会（あるいは代議員会）で行ってきたと思います。しかし、法人法の規定にのっとると、「理事及び監事（並びに会計監査人）は、社員総会の決議によって選任する」「代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」ということとなります。

他方、代表理事の選定の過程に社員総会を関与させることを望む法人も少なくありません。そのため、代表理事の選定の過程に社員総会を関与させる



場合には、上記のような法の趣旨を踏まえ、例えば、定款の定め、「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる」旨の定めや、「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議を参考にすることができる」旨の定めを置くことが考えられます。

このように、理事会のみで代表理事の選定等を行うこととせず、代表理事の選定等の過程に社員総会を関与させる場合には、理事会によるガバナンスの確保を図ることとした法の趣旨を踏まえ、理事会の法定の権限である代表理事の選定および解職権限を実効的に担保することができる内容の定款の定めを設けることが望ましいとされています。しかし、社員総会でどのような決議がなされようとも、代表理事の選定は最終的には理事会の決議によりますので、当会では、あえて社員総会の関与を定めておりません。

役員の定数は「〇〇名以上〇〇名以内」というように上限と下限を設けることもできます。当会も初めは理事の定数をかなりの幅を持った定数にしたのですが、行政府の担当者から、あまりに定数の幅が大きいのは良くない、現在の定数±2名程度が妥当であるという指導を受けました。この上限・下限の人数枠は構成社員の人数によるものようですので、あらかじめ行政府の担当部局に確認をとっておいたほうが良いでしょう。

理事会の運営方法に関しては、理事は、その個人的な能力、資質、手腕に信頼を受けて法人の運営を委任された者ですから、理事は自ら理事会に出席し、議決権を行使することが求められます。また、理事会は、理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意志決定を行う場です。従って、理事会に代理人が出席して議決権を行使することを定めることは認められませんし、理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することも、原則的には認められません。同様の趣旨から、いわゆる持ち回り決議も認められません。他方、社員総会においては議決権の代理行使や、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使が認められております。もし、代議員制をとっている医師会があるとすれば、代議員が社員となりますので、注意が必要です。

社員総会について、理事会設置一般社団法人においては、法人法に規定する事項および定款で定めた事項に限り、決議することができる、と定められています。事業計画書、収支予算書等は、法人法上は

社員総会の決議事項ではないので、理事会の決議事項とすることもできます。ちなみに、認定法では事業計画書、収支予算書等の作成、備置きが求められていますので、公益社団法人を選択する場合には理事会の決議事項とすることになりましょう。その場合であっても、事後に社員総会への報告を行うことが適当と考えられます。

当医師会は、従来は毎年3月に事業計画や収支予算等を審議する総会を定時総会として開催し、8月に事業報告や収支決算等を審議する臨時総会として開催してきました。しかし、法人法では「定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない」とされています。公益法人の場合、認定法により毎事業年度経過後3ヵ月以内に財産目録等を行政庁に提出することが義務付けられています。当会は事業年度を4月1日から翌年3月31日と定めていますので、定時社員総会は必然的に6月までに招集しなければなりません。また、役員等の任期の終期の基準時点を定時社員総会の終結の時としていることにも留意する必要があります。

当会では事業計画書、収支予算書等は理事会の決議事項とし、社員総会には報告事項としておりますので、総会は定時社員総会の年1回、6月開催としております。この年1回の総会で、すべての案件を報告あるいは審議することになります。事業計画書等は社員総会の決議事項とすることもできますので、その場合は、定款にその旨を記載し、事業年度が始まる前までに臨時社員総会を招集することになります。

先に述べましたが、特例民法法人が移行認可または移行認定を受けるためには、その「定款の変更の案」が法人法（および認定法）ならびにこれらに基づく法令や命令に適合するものであることが必要です。行政庁は、定款の内容が法人法等に適合するかどうかの審査を行います。また、認可あるいは認定の申請に際して、社員総会で「定款の変更の案」が決議されていることが必要です。ですから、定款作成に当たっては、法の規程や趣旨に反していないかどうか、事前に十分な検討が必要です。疑義があれば、あらかじめ行政庁に問い合わせることで問題点を解決しておくことが重要です。会員総会で決議して申請したところ、行政庁から不備を指摘されて、再度総会を開催して再決議をして認可にこぎつけた法人もあります。いきなり不認定となることはないようですが、時間や労力の浪費を避ける意味でも周回の準備が必要です。

蛇足になりますが、「選出・選任・選定」あるいは「代理・代行」等の用語の使い分け、「て・に・を・は」の統一についても留意する必要があります。



参考資料

- 1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年6月2日法律第48号)
- 2) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年6月2日法律第49号)
- 3) 「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」(平成20年10月10日、内閣府公益認定等委員会)
- 4) 「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内」(平成21年11月改訂版、内閣府)
- 5) 「新公益法人の定款作成の実務」(平成22年8月、TKC出版)
- 6) 「公益法人 定款・諸規程例－改訂版」(平成23年8月、公益法人協会)

公益法人制度改革 ～羊蹄医師会の現況

羊蹄医師会 理事
さとう内科医院 院長
佐藤 忠 弘

行政改革委員会(94年)、行政改革会議(96年)の設置があり、中央省庁の改変があったことは何となく知ってはいましたが、この行政改革の流れが当羊蹄医師会にも及んでいたとは全く知りませんでした。

私は羊蹄医師会に属して約15年になりますが、特に医師会活動に熱心だったわけではなく、昨年初めて理事に指名されました。そのようなわけで医師会の内情にも疎い状態で、この私が当医師会の現状を報告するのにふさわしいと言えないと思っております。まず法人とは、公益法人とはということから勉強を始めた(インターネットで)ところです。この正確な意味を理解している医師はそんなに多くはないのではないのでしょうか。当医師会も良く理解していなかったようです。

羊蹄医師会は昭和24年に初回登記がなされ、その後更新登記がされていなかったとのこと。このことが判明したのが、平成11年に50周年記念誌作成時、すなわち50年経って初めて更新していなければいけないことを知ったわけです。この公益法人制度改革にはこのような休眠状態の法人を整理するという意味合いもあったようです。50年遡って法人の継続性を再構築するのは困難だったようで、司法書士にどうにもならないと見放され、この件は手つかずの状況にありました。

このような状況で、平成20年12月に一般社団・財団法人法の施行を迎えたわけです。施行後5年の間に公益社団法人への移行認定申請か一般社団法人への移行認可申請を行わなければならなくなりました。移行しようにも法人格がはっきりしないという

ことで、平成25年11月31日をもって法人としての羊蹄医師会は自然消滅、その後は法人格のない社団(別の言い方をすると権利能力なき社団ということらしい)、つまり任意団体として存続して行くことに一度は決定していたようです。

平成23年4月、前会長、理事諸氏が苦勞されていたことを全く知らない私が当医師会理事に就任してしまいました。初めての理事会で経過の概要を説明され、その時、公益法人制度改革などということ全く知らない私は、医師会が任意団体?と違和感を感じていました。2回目の理事会で医師会が任意団体(このときは権利能力なき社団などという言葉は全く知りませんでした)というのはなんとも寂しい、法人存続の可能性をもう少し検討してはと発言してしまいました。事務当局は仰天したと思うのですが、その場の雰囲気で見会長も検討することに同意されました。ここから事務当局の奮闘が始まったわけです。道医師会にアドバイスをいただき、改めて司法書士に依頼、法人登記の継続に向けた処理が開始されました。

現在、法人登記の更新は完成していないようですが、近く法人としての形が整う予定です。それから定款改定作業の開始、移行認可申請となる予定です。最近の医療情勢を考えてみますと、やはり、支部の医師会といえども法人として体制を整えて置いた方が良いでしょうと思います。

全く無知な私の発言から事務当局の方に迷惑をかけてしまいました。一般社団法人羊蹄医師会の設立に向けた準備作業が進んでいる状況です。

帯広市医師会の 新法人への移行について

帯広市医師会 副会長
黒澤病院 理事長

前田 修一

帯広市医師会が新法人への移行について協議を開始したのは、平成23年6月13日からで、①公益社団法人と一般社団法人との相違点を当会にあてはめて具体的に示すこと、②7月の理事会で定款等検討委員会発足の承認を得ること、③同理事会において移行法人の形態（公益型・一般型）の選択、新法人への移行手続きの概要を示すことを決めました。

7月8日の定例理事会にて、新法人への移行について「移行法人の針路（公益型・一般型）、新定款検討、残余財産処理の基本的な考え方」を協議し、移行にあたっての手続きについては顧問の富士道昭憲公認会計士に委託することを決定しました。

8月4日に第一回定款等検討委員会を開催。委員長に前田と総務担当理事（稲葉、高山理事）および財務担当理事（高山、福井理事）で委員会を構成し、富士道公認会計士を顧問にお願いしました。このとき特に問題となったのは、会長、副会長を理事会で互選することが、医師会の運営上問題は無いのか。特にこの選任方式が会員の賛同を得ることができるかという点と、剰余金の扱い方でしたが、この時点では、良い解決方法は見出せませんでした。

8月10日の定例理事会で定款修正案素案を協議し、移行後の法人は一般社団法人とすることを承認。一般社団を選考した大きな理由は、当医師会が行う「学会・講演会の開催、休日・夜間当番医の配置、学校健診・住民健診の実施、准看護学校の運営など」の事業がすべて公益と認定されれば平成19年度決算ベースでは64%となり、公益事業が50%以上をクリアできるが、必ずしもこれらが公益と認定されるかは不透明であると言わざるを得ないこと。また将来、准看護学校校舎を建て替えるための流動資産があり、現時点でタイムスケジュールをたてられないことでありました。また、公益法人を維持するために必要な

書類を用意することの煩雑さも考慮されました。

8月12日には、事務局より北海道庁へ、「会長と副会長の選任方式、新法人移行後の理事選挙のタイミング、裁定委員会の存続について」問い合わせをしました。

8月19日の第二回定款等検討委員会では、①会長・副会長の選任につき「理事会は総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者を選定する」方法が可能か？②当会の親睦団体である十五日会の会費の扱い、③新法人への移行に伴う現理事の任期、④裁定委員会の取り扱い等について協議した。その結果、①は可能、④は裁定委員会が無くなることを現在の委員の方に了解いただければ、それで可といった方向が道より指導されました。その他②③についても道の見解をいただきました。

8月23日、当会菅原事務局長と富士道公認会計士が道庁において新法人の定款案、移行手順の確認、決算および予算案、他医師会の動向などを確認しました。

9月1日、第三回定款等検討委員会を開催。道庁出張の結果を報告するとともに、裁定委員会廃止と一般社団法人への移行に関する答申案を協議。裁定委員会廃止については、移行後の法人の総会や理事の権限と重複する点、また過去に当会で裁定委員会が開催された事例は皆無であり、また将来裁定委員会に委ねる可能性のある事例が生じた場合でも、その判定は極めて難しく、かつ微妙であることが予想されると考えたためです。以上につき定款検討委員会より医師会長へ答申を行いました。

9月7日、裁定委員会委員にお集まりいただき、当委員会は新法人では条文を規定せず、24年3月末日をもって廃止したい旨であることを説明し、了解をいただく。

9月26日、医師会臨時総会において、新法人移行にかかわる定款変更につき前田より提案し、全会一致で理事会案が承認された。

10月24日、堀会長ほか担当理事が医師会館において電子申請内容を確認。

10月25日、移行の電子申請を施行した。

11月22日、上記申請は認可基準に適合すると認めるのが相当として、北海道公益認定等審議会から北海道知事に答申された。



第二回 定款等検討委員会（平成23年8月19日）



電子申請閲覧会（平成23年10月24日）